

青梅税務署 7月の人事異動

職 名			着 任	
			氏 名	前職名
署 長			やすはらまさゆき 安原 正幸	東京国税局 調査第三部 調査第29部門 統括調査官
副署長	総 務 担 当	とまべち ひであき 吉米地 英昭	大月税務署 総務課 課長	
	法 人 担 当	うしお あゆみ 潮 あゆみ	留任	
総務課	課 長	きむら やすゆき 木村 康幸	東京国税局 徴収部 特別整理総括第二課 総括主査	
	課 長 補 佐	いしざき たけし 石崎 岳士	東京国税局 調査第二部 調査第3部門 調査官	

職 名			着 任	
			氏 名	前職名
個人課税	第1部門	統 括 官	いしばし やすあき 石橋 康昭	日本橋税務署 個人課税第1部門 統括調査官
		総 括 上 席	ひょうどうともゆき 兵藤 智之	留任
		指 導 上 席	ふせ 布施 みどり	江戸川北税務署 個人課税第1部門 上席調査官
	第2部門	統 括 官	おけさく ことし 桶作 聡	小石川税務署 個人課税第2部門 統括調査官
	第3部門	統 括 官	いりえ せいいち 入江 誠一	留任
	第4部門	統 括 官	いまい なおゆき 今井 直之	東京国税局 総務部 会計課 決算係長

担当統括官のお知らせ

青梅税務署個人課税部門では、本会の支部別に担当官を決め、税務相談に当たっております

個人課税部門統括官	担当支部	個人課税部門統括官	担当支部
第1統括官 石橋 康昭	日の出・北建・南建・三田・自転車・理容	第3統括官 入江 誠一	青梅東部・貸家・瑞穂・奥多摩・共栄会
第2統括官 桶作 聡	秋川・河辺・歯科医師会・福生・相互会	第4統括官 今井 直之	霞・羽村・千ヶ瀬・青梅・吉野・五日市

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合、税務署に申請することにより納税が猶予されますのでご相談ください。

延滞税なし **1年間猶予** **無担保**

特例猶予の要件

- ・新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していて、一時に納税することが困難であること。
 - ・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する国税が対象です。対象となる国税であれば、既に納期限が過ぎている未納の国税（猶予中のもも含みます）についても、遡って特例を適用することができます（法律の施行から2か月間に限ります）。
- （注）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含みますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

猶予制度に関するお問い合わせについては、「国税局猶予相談センター」をご利用ください。

【受付時間】9：00～17：00（土日祝日除） 【電話番号】東京国税局：03-6672-3503（東京都）

6月1日～7月31日

特別記帳点検月間

多くの方が記帳点検で来所されました

1年に1回、決算時のみの記帳点検では時間が足りなく点検しきれない場合がございます。申告会ではみなさまに、年に2～3回の記帳点検をお勧めしております。実際に記帳の点検をしていると間違っているところなどを修正できるほか、抜けている経費などが分かることがあります。随時受付中ですのでお電話でご予約の上お越しください。



忘れていないですか？夏の源泉！

従業員や専従者の給与から徴収した源泉所得税を納める「源泉」。1月～6月分の納付期限は7月10日です。今年は新型コロナウイルスの影響で延長しておりますが、お済みでない方は忘れないうちに行ってください。



1月～6月分 納付期限 7月10日
7月～12月分 納付期限 1月20日

【新型コロナウイルス関連のお知らせ】

新型コロナウイルス関連の協力金等が国や都から支給、助成される制度が多く出てきておりますので、いくつかご案内させていただきます。詳細につきましては各種ホームページ等でご確認ください。（7月21日までの情報です）

持続化給付金

課 税（事業所得）

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくために、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

- 対象者 2019年以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業継続する意思がある方で、2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により**前年同月比で事業収入が50%以上減少した月がある方。**
- 給付額 上限 **100万円**（個人事業主）
〈給付額計算方法〉 ※他にも特例の計算方法もございます
前年の総売上（事業収入）-（前年同月比50%以下となる任意で選択した月の売上×12）
- 申請期間 令和2年5月1日（金）～令和3年1月15日（金）まで
- 申請方法 **オンライン申請**（https://www.jizokuka-kyufu.jp/）
“持続化給付金ホームページ”をご覧ください、申請ボタンより申請をしてください。
※パソコンがなくてできない等の方のために「申請サポート会場」が設置されています。

家賃支援給付金

課 税（事業所得）

5月の緊急事態宣言の延長等により、売り上げの減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減する給付金が支給されます。

- 対象者 5～12月の売上高が**1カ月で前年同月比50%以上**または、**連続する3カ月の合計で前年同月比30%以上減少している**方で、自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払っている方
- 給付額 申請時の直近1か月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍
上限 **300万円**（個人事業主）

支払賃料（月額）	給付額（月額）
37.5万円以下	支払賃料×2/3
37.5万円超	25万円+（支払賃料の37.5万円の超過分×1/3） ※上限50万円（月額）

- 申請期間 令和2年7月14日（火）～令和3年1月15日（金）まで
- 申請方法 **オンライン申請**（https://www.yachin-shien.go.jp）
“家賃支援給付金ホームページ”をご覧ください、申請ボタンより申請をしてください。
※パソコンがなくてできない等の方のために「申請サポート会場」が設置される予定です。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度の減免、猶予など

国保など加入者

事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、**前年に比べて10分の3以上減少が見込まれる**方は国民健康保険や後期高齢者医療制度等が減免、猶予されます。
申請用紙などはお住いの市区町村によって異なりますので、各市区町村にお問い合わせください。

小規模企業共済・特例緊急経営安定貸付け

小規模企業共済加入者

業況が悪化したことにより、1か月の売上高が前年又は前々年度の同期と比較して5%以上減少した、貸付資格を有するすべての契約者。

借入額：50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて、掛金の7割～9割）
借入期間：借入額が500万円以下の場合は4年、借入額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む）
利 率：0%（無利子）
返済方法：据置後、6か月毎の元金均等払い

詳しくは共済相談室（コールセンター）にお問い合わせください 【TEL】:050-5541-7171 【受付時間】平日：午前9時～午後6時

緊急小口資金・総合支援資金

生活資金でお悩みの方

収入の減少や失業などにより生活の維持が困難となっている世帯に、最大80万円（2人以上の世帯の場合）の貸付が実施されます。
お問い合わせ・相談コールセンター 0120-46-1999 ※9：00～21：00（土日・祝日含む）

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

中小機構

TEL:050-5541-7171（共済相談室）

小規模共済

検索

申込方法：青色申告会にて申し込み手続きができます（引き落とし口座の通帳、銀行印をお持ちください）